



広報



市の鳥・シジュウカラ

FUSSA



平成 25 年 (2013 年)

1 月 15 日 No.871

発行 / 福生市 編集 / 企画財政部秘書広報課

〒197-8501 福生市本町 5

☎ 042-551-1511 (市役所代表)

毎月 1 日・15 日発行

人口と世帯数 (平成 25 年 1 月 1 日現在)

	男	女	計
人口	29,741	29,383	59,124
世帯数	28,978		

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

今号の主な記事 2 面 介護保険サービスの医療費控除について 3 面 福生市文化財消防演習を行います 4 面 嘱託職員募集  
5 面 まちの話題 6 面 福生市収蔵美術展開催 7 面 知っておきたいDV防止講座 8 面 保健ガイド

# 確定申告・住民税 (市・都民税) の申告はお早めに!

【問合せ】〈所得税の確定申告〉青梅税務署 ☎ 0428・22・3185 〈住民税 (市・都民税) の申告〉課税課市民税係 ☎ 551・1610

## ◎所得税 (国税) の確定申告の日程・場所等

相談・受付日 (土・日・祝日は除きます)	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	場所
① 1 日 (金) ~ 4 日 (月)	午前 9 時 ~ 11 時、午後 1 時 ~ 4 時			○	市役所 第一棟 2 階
② 5 日 (火) ~ 8 日 (金)	午前 9 時 30 分 ~ 11 時、午後 1 時 ~ 3 時	◎	◎		
③ 12 日 (火) ~ 15 日 (金)	午前 9 時 ~ 11 時、午後 1 時 ~ 4 時			○	
④ 18 日 (月) ~ 27 日 (水)	午前 9 時 ~ 10 時 30 分、午後 1 時 ~ 3 時 ※注		◎		
⑤ 28 日 (木)	午前 9 時 ~ 11 時、午後 1 時 ~ 4 時			○	
⑥ 3 月 1 日 (金) ~ 15 日 (金)	午前 9 時 ~ 11 時、午後 1 時 ~ 4 時			○	

※注: 午前の年金受給者及び給与所得者の相談は午前 11 時ごろまで受付しています。

## ◎住民税 (市・都民税) の日程・場所等

【受付日時】2 月 1 日 (金) ~ 3 月 15 日 (金) 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 (水曜日は午後 8 時まで) ※日・祝日及び土曜日の正午 ~ 午後 1 時を除く  
【場所】市役所 1 階 4 番課税課

### 〈注意事項〉

- ◆初日及び 3 月に入ると大変混雑します。会場の混雑具合により、早めに受付を締め切る場合がありますのでご了承ください。
- ◆土・日・祝日は、確定申告の相談・受付は行っていません。
- ◆給与・年金所得で確定申告をする方は、①③⑤⑥の相談・受付日を、給与・年金所得以外の所得で確定申告する方は、②④の相談・受付日をお勧めします。
- ◆事業・不動産所得等の方は、②④の相談・受付日に収支内訳書等を記入・作成のうえお越しください。
- ◆初年度の住宅借入金等特別控除に該当する方は、②④の相談・受付日、または青梅税務署へ必要書類を整え申告してください。
- ◆青梅税務署では、1 月 4 日 (金) から作成済みの所得税の還付 (医療費・住宅借入金等) の確定申告書を受け付けています。お早めに申告をお済ませください。
- ◆医療費控除を申告される方は、必ず「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し、その合計金額をご記入ください。様式は自由です。)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。
- ◆次のような場合は、市の会場では相談・受付ができません。  
▽譲渡所得 (土地・建物・株式等) や山林所得がある方 (※提出のみに限り、市の会場でも可能)  
▽事業所得 (営業等・農業) または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方  
▽繰越損失または変動所得・臨時所得の平均課税を申告される方  
▽消費税、贈与税、相続税、法人税等の申告をされる方
- ◆収入がなかった方も、市・都民税の申告が必要です。
- ◆遺族年金受給者は非課税ですが、市・都民税の申告をしてください。
- ◆失業保険は、課税対象外になります。

## ◎青梅税務署の特別開庁

相談・受付日	時間	場所
2 月 24 日 (日)	【受付時間】 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時	青梅税務署 (JR 河辺駅下車徒歩 6 分)
3 月 3 日 (日)	【相談時間】 午前 9 時 ~ 午後 5 時	

※詳しくは、青梅税務署へお問い合わせください。

## ◎青梅税務署員による近隣市町村での申告受付

相談・受付日	受付時間	場所
2 月	6 日 (水) ~ 8 日 (金)	あきる野市中央公民館 (3 階集会室)
	12 日 (火)	羽村市役所 (東庁舎 4 階大会議室)
	13 日 (水)・14 日 (木)	羽村市役所 (東庁舎 4 階大会議室) 瑞穂町民会館 (ホール)

※詳しくは、受付場所の市町へお問い合わせください。

## ●○確定申告について○●

所得税の確定申告は青梅税務署でも 3 月 15 日 (金) まで行っています。(土・日・祝日は除く) 確定申告書はお早めに提出してください。確定申告書の作成や e-Tax による電子申告については、e-Tax ホームページ [<http://www.e-tax.nta.go.jp>] 等をご活用ください。

### ◆公的年金等の確定申告等について

平成 23 年分以後、その年中の公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、その他の所得金額の合計額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。この場合であっても、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできます。詳しくは、青梅税務署へお問い合わせください。

なお、申告をされなかった場合に、扶養控除や社会保険料控除、生命保険料控除等が適用されず、住民税 (市・都民税) が高くなる場合がありますので、ご確認ください。

### ◆給与所得の方で年末調整をしていない方

勤務先の給与担当者に確認のうえ、確定申告または住民税の申告をしてください。

## ●○住民税の申告について○●

### 〈住民税 (市・都民税) の申告が必要な方〉

◆平成 25 年 1 月 1 日現在、市内に住所がある方で、次の①~③いずれかに該当する方

①給与所得のみの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がなかった方 (勤務先の給与担当者に確認してください)

②事業・不動産・配当・年金・雑等の所得 (所得金額の多少にかかわらず) があつた方で確定申告をする必要のない方

※20 万円以下の給与所得以外の所得がある場合や、所得税で申告不要を選択した非上場株式に係る配当所得のある方も申告が必要です。

③収入がなかった方、どなたの扶養親族にもなっていない方、扶養親族になっても世帯を別にしている方は、次の事項の基礎資料となるため、住民税の申告が必要です (遺族年金・障害年金・老齢福祉年金の受給者を含む)。

### 【申告が基礎資料となる事項】

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定、児童・生徒就学援助費の認定、保育料算定、国民年金の免除、公営住宅入居者の収入の状況の報告など

◆平成 25 年 1 月 1 日現在、福生市外に住所のある方で、福生市内に事務所、事業所または家屋敷を有する方

### 〈住民税 (市・都民税) の申告が不要な方〉

◆平成 24 年分の所得税確定申告を提出する方

◆平成 24 年中の所得が給与だけの方で、勤務先から福生市への給与支払報告書が提出されている方 (勤務先の給与支払担当者にご確認ください)

## 確定申告、市・都民税の申告にお持ちいただくもの (①~⑤は提出)

- ①税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類、印鑑
- ②源泉徴収票や支払者の証明書など、平成 24 年中の収入が明らかになる資料
- ③年金を受給されている方は、厚生労働大臣 (日本年金機構) 等から送付されている平成 24 年分公的年金等の源泉徴収票 (はがき)
- ④生命保険の払込証明書、個人年金控除証明書、平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険の控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等※医療費控除の方は、「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し合計金額を記入。様式は自由)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。
- ⑤国民年金保険料・国民年金基金については、社会保険事務所からの控除証明書 (はがき)
- ⑥社会保険の領収書 (平成 24 年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの)
- ⑦障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び障害者控除対象者認定書
- ⑧配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が分かるもの

← 2 面にも確定申告に関するお知らせを掲載しています

福生市のホームページアドレスは <http://www.city.fussa.tokyo.jp/> です

税金・税務に関するお問い合わせは、税理士に依頼してください。税務書類 (確定申告等) の作成及び税務相談等は税理士資格のない人はできません。税務書類の作成の依頼は、正規の「税理士」に依頼しましょう。